

○自治医科大学動物実験施設の利用に関する規程

(平成 8 年 5 月 24 日制定)

改正 平成 17 年 4 月 1 日 平成 21 年 2 月 13 日
平成 22 年 4 月 1 日 平成 29 年規程第 72 号
平成 30 年規程第 77 号

(目的)

第 1 条 この規程は、自治医科大学実験医学センター(以下「医学センター」という。)及び自治医科大学先端医療技術開発センター(以下「開発センター」という。)(以下「医学センター」と「開発センター」を合わせて「センター」という。)における、動物飼育室及び共同実験室(以下「飼育室等」という。)の利用方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第 2 条 飼育室等を利用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自治医科大学(以下「本学」という。)の教職員
- (2) 本学学生
- (3) 本学大学院生
- (4) その他自治医科大学学長(以下「学長」という。)が適当と認めた者

(申請及び許可)

第 3 条 医学センター飼育室等を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、利用を希望する年度の前年度 1 月末日までに、学長に実験医学センター飼育室等利用申請書(別記様式第 1 号)を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、2 月以降の申請であってもこれを認めるものとする。

2 前項の申請を受けた学長は、医学センター運営委員会に飼育室等の利用について諮問し、適当であると認めた場合は、利用者に実験医学センター飼育室等利用許可書(別記様式第 2 号)を交付するものとする。

3 開発センターの飼育室等を利用しようとする者は、開発センター共同利用・共同研究公募要領に従い、必要な手続きを行うものとする。

(利用期間)

第 4 条 利用者が飼育室等を利用できる期間は、前条第 2 項により許可を受けた当該年度 3 月末日までとし、4 月 1 日以降も継続して利用を希望する場合は、前条第 1 項の規定に基づき新たに申請を行わなければならない。

(取消し等)

第 5 条 学長は、利用者が許可条件に違反したときは、利用許可を取り消すことができる。

2 前項に定めるもののほか、本学の運営上特別の事情がある場合は、学長は、使用許可期間の変更又は取消しを行うことができるものとする。

(利用者の義務)

第 6 条 センター利用者は、医学センターが実施する自治医科大学動物実験規程(平成 19 年規程第 40 号。以下「実験規程」という。)第 31 条に規定する教育訓練を受けなければならない。

2 利用者は、実験規程、本規程及び飼養管理と動物実験のためのマニュアルを遵守しなければならない。

3 利用者は、その責に帰すべき事由により、施設設備を損傷し、又は汚損したときは、学長に連絡するとともに、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、飼育室等の利用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この内規は、平成8年5月24日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成17年4月1日)

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月13日)

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規程第72号)

この規程は、平成29年12月18日から施行する。

附 則(平成30年規程第77号)

(施行期日)

1 この規程は、平成30年12月17日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日から学長の定める日までの間は、改正後の第3条の規定による医学センター(中央棟の飼育室に限る。)の利用申請及び許可に係る別記様式第1号及び第2号については、なお従前の例による。

別記様式第1号(第3条関係)

実験医学センター飼育室等利用申請書

[別紙参照]

別記様式第2号(第3条関係)

実験医学センター飼育室等利用許可書

[別紙参照]